

令和5年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間

令和6年3月1日～3月31日

主唱

建設業労働災害防止協会

後援

厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和5年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるにあたり、ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱心な日々の労働災害防止活動により長期的に減少傾向にありますが、近年は下げ止まりの状況にあります。令和5年12月の労働災害発生状況の速報値では、建設業における労働災害は、死亡災害、死傷災害とともに前年同期に比べて減少しておりますが、建設業の労働災害で最も多発している墜落・転落災害については、依然として死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めており、なお一層の取り組みが求められます。

当協会といたしましても、本年度を初年度とする「第9次建設業労働災害防止5か年計画」の目標達成に向けて、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスマス及びコンパクトコスマス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施など、実効性のある事業を積極的に推進してまいりますので、関係各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。

これから迎える年度末は、多くの建設工事が竣工を迎え、作業の輻輳による労働災害の増加が懸念されることから、当協会では、3月1日から31日までの間を「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取り組むべき事項をまとめた本実施要領を策定いたしました。

会員各位におかれましては、無事故・無災害で新年度を迎えるよう、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開されますようお願い申し上げます。

令和6年2月

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅則



No.1 ほんだ みゆ
コードNo. 760401



建設業労働災害防止協会

I 趣 旨

年度末の3月は、公共工事を含め多くの工事が完工時期を迎え繁忙度が増し、さまざまな作業が輻輳することなどから、労働災害防止を図る上で特別な配慮が求められる時期である。そのため、当協会は会員各位とともにこの時期の建設現場における労働災害防止を目的として、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を展開する。

経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は一層の安全衛生水準の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携を図り、労働災害防止活動の強化を図るものとする。

II 会員が実施する事項

会員は、本強調月間の趣旨・目的を踏まえ、次の事項を参考として、建設現場の実情に即した年度末の安全衛生実施計画を作成し、積極的に労働災害防止活動を実施する。また、本強調月間ににおける労働災害防止活動を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」及び「令和5年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等も活用する。

※「消防規程」、「第9次5か年計画」及び「実施事項」は、当協会ホームページからご覧いただけます。

消防規程



第9次5か年計画



実施事項



☑ チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

1 経営トップ等による年度末現場点検の実施

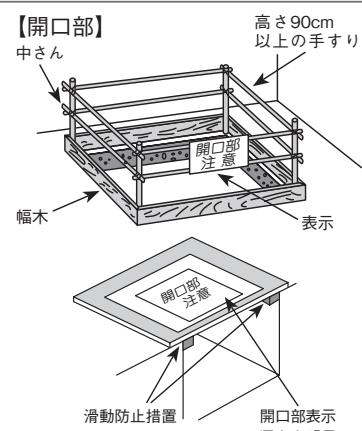
- (1) 安全衛生管理体制及び労働災害防止活動の実施状況の確認
- (2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について、安全パトロール等による現場点検の実施
- (3) 設計・計画段階におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づくリスク低減措置の実施状況の確認
- (4) 繁忙期を考慮した作業工程の見直し、並びに適切な労働時間の管理と勤務体制の確認



作業工程の確認

2 墜落・転落災害の防止

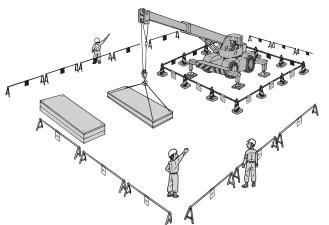
- (1) 設計・計画段階において、高所作業が不要となる工法の採用など危険有害要因を根本から除去する対策、手すりの設置などの設備面の工学的対策、現場ルールの設定・遵守等管理的対策、保護具による対策を順次検討するとともに、フェールセーフ思想に基づいた安全対策の実施
- (2) 高所作業における作業床や手すり等の設置、その設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯取付設備設置の徹底・確認
- (3) 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施と確実な使用、併せて、二丁掛け安全帯の使用訓練の実施
- (4) 法定の措置に加え、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に示されている『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』に基づく措置の実施
- (5) 足場の組立て等においては、「手すり先行工法」や十分な安全対策を盛り込んだ「大組、大払工法」等の採用、並びに作業主任者・作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認
- (6) 足場の点検を行う場合には、各通達等で示されている点検に必要な十分な知識・経験を有する者の中から点検者をあらかじめ指名し、指名された点検者による確実な点検の実施と点検者の氏名を含む点検記録の保存
- (7) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん等の設置及び注意喚起の表示の推進
- (8) 幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則、本足場の使用の遵守（幅が1m未満であっても可能な限り本足場を使用）



『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について』

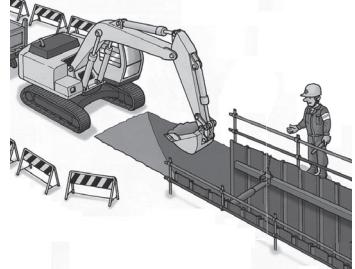
3 建設機械・クレーン等災害の防止

- (1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底
- (2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底

<input type="checkbox"/>	(3) 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底	
<input type="checkbox"/>	(4) つり荷の下への立入禁止措置の徹底	
<input type="checkbox"/>	(5) 法定有資格者等による車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛け・玉はずし作業の徹底	
<input type="checkbox"/>	(6) 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」の実施（30cm 地切り、3秒以上停止・荷姿確認、3m 荷から離れる）	
<input type="checkbox"/>	(7) 定期自主検査及び作業開始前点検実施の徹底	
<input type="checkbox"/>	(8) 運転席でのシートベルトの完全着用	

4 倒壊・崩壊災害の防止

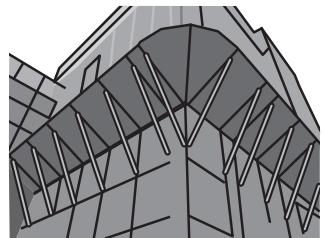
- (1) 建築物等の解体工事における構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画書・作業手順書の作成と実施の徹底
- (2) 足場においては、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底
- (3) 上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施
- (4) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインの遵守
特に「切羽の立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「切羽監視員の配置」の確実な実施
- (5) 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の遵守



土止め先行工法

5 飛来・落下等による公衆災害の防止

- (1) 高さ 2m 以上の足場において、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシートまたは防網等の設置
- (2) 突風や強風による資材等の飛散防止対策（ロープ掛けやシート掛け等）の徹底
- (3) 材料・機材・工具などを上げ下げする際の、つり綱・つり袋等使用の徹底
- (4) 長期間に渡る工事や歩行者が多い場合は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に則り、防護構台、防護柵（朝顔）等の設置



防護柵（朝顔）

6 交通労働災害の防止

- (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施
- (2) 疲労、疾病、睡眠不足、体調不調の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- (3) 運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認と結果の記録と保存
- (4) 運行管理者・安全運転管理者の確実な選任と職務の遂行
- (5) 運転中のカーナビや携帯電話の操作等のながら運転の厳禁
- (6) 睡眠時間の確保の重要性等についての交通安全教育の実施



交通情報の共有

7 火災・爆発等災害の防止

- (1) 警報・消火・避難設備等の点検・整備及び現場の避難経路の周知徹底と消火・避難訓練の実施
- (2) 防火管理者・火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、火気使用中の消火器や監視人の配置等による火気管理の徹底及び残火の確認等、作業終了後の点検
- (3) 引火物、爆発物等の保管場所の指定、SDS（安全データシート）を活用した危険物の表示及び可燃物付近での火気使用の厳禁
- (4) 発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材等の使用箇所の確認と火気厳禁表示
- (5) 溶接・溶断作業等における周囲の可燃物の撤去、難燃シート等による火災防止対策の徹底
- (6) 現場における喫煙場所、採暖のためのストーブ使用場所の指定と消火の確認
- (7) 火を使用しない工法（無火気工法や火無し工法等）の積極的な採用



消防設備の設置と点検

8 転倒災害の防止

- (1) 作業通路における段差や凹凸等の解消、すべり止め等の措置
- (2) 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施
- (3) 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床や通路等の安全確保
- (4) 周囲が暗くなる前の早めの点灯による、作業床や通路等の照度の確保
- (5) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施
- (6) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく加齢による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置の推進
- (7) 「職場のあんぜんサイト」内の「見える」安全活動コンクールの事例を参考にした「見える化」への取組



転倒災害の防止

『見える』安全活動コンクール特設ページ

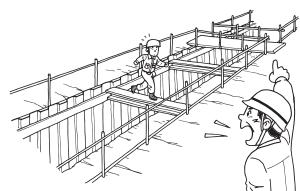


厚生労働省ホームページ
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」



9 不安全行動による災害の防止

- (1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風土づくりの推進
- (2) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施
- (3) 安全衛生教育を徹底し、「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止
- (4) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の推進
- (5) 不安全行動を防止するための、災害事例教育の実施



近道・省略行為等の禁止

10 安全衛生教育の実施

- (1) 「雇入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」、等の安全衛生教育の実施
- (2) 危険有害業務従事者に対する特別教育（フルハーネス型安全帯使用作業や足場の組立て等）や特別教育に準じた教育の確実な実施
- (3) 建設従事者に対する危険体感教育（安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角確認等）の実施
- (4) 作業内容変更時の変更内容及び作業手順の再周知の確実な実施



特別教育の実施

11 職業性疾病の防止

- (1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等の使用の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査及び石綿ばく露防止対策の確実な実施
- (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB等の有害物へのばく露防止対策の徹底
- (3) 金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係る粉じん障害防止対策の徹底
- (4) アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底
- (5) 「ずい道等建設労働者健康管理システム」の登録と活用による、ずい道等建設労働者の健康情報の一元管理
- (6) 酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底
- (7) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底
- (8) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、管理者の選任、作業場の測定及び測定結果に基づいた騒音低減措置の実施と記録
- (9) 作業環境に応じた各種保護具の適切な使用の徹底及び使用前点検の実施



適切な保護具の使用

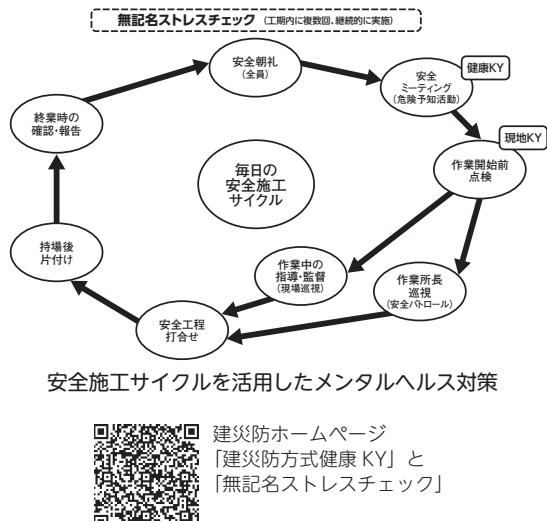
12 化学物質に関するリスクアセスメントの実施

- (1) ラベル、SDS等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくりスク低減措置の実施（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- (2) 金属アーク溶接作業等に係る特定化学物質取扱い作業による健康障害防止対策の徹底
- (3) 危険性・有害性の高い特定化学物質取扱い作業における適切な保護具使用の徹底及び各種保護具の使用前点検の実施
- (4) 必要に応じて化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任し、化学物質のばく露防止の徹底

絵表示	危険・有害性の例
	引火性液体など
	炎
	急性毒性など
	呼吸器感作性など
	健康有害性

13 メンタルヘルス対策の推進

- (1) 安全朝礼時に「無記名ストレスチェック」と、安全ミーティング時に「建災防方式健康KY」により、心身の健康状態の把握と、結果に基づいた職場環境改善の実施
- (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及びその結果に基づき事業主が講ずるべき適切な措置の実施
- (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用
毎週月曜日 13時～16時（祝日・年末年始を除く）
TEL：03-3453-0974
- (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業場支援の活用



14 健康障害防止対策の充実

- (1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇取得の促進
- (2) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施の徹底
- (3) 雇入れ時・定期健康診断・特殊健康診断等の確実な実施と所轄監督署への報告の徹底
- (4) 各種健康診断の結果に基づく有所見者の健康情報の適切な取扱いの徹底及び産業医等への適切な情報提供
- (5) 有所見者への産業医等による保健指導及び意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施

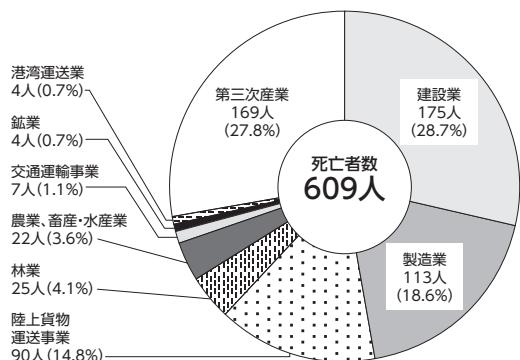


III 協会が実施する事項

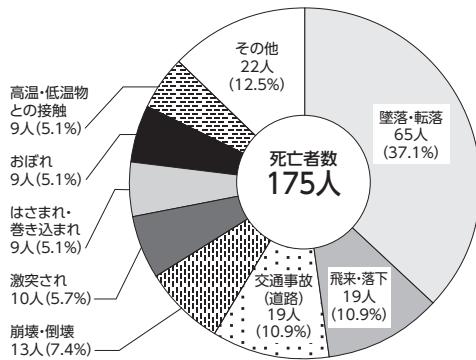
本部及び支部は、地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」、「令和5年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進
3. 各種安全衛生教育の実施
4. 建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
5. 国際基準にも対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスマス」の普及促進
6. 建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」及び「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の普及促進
7. メンタルヘルス対策の推進
8. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」へのずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理情報や作業歴の登録の促進
9. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
10. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・配布
11. 会員企業及び支部・分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者による安全衛生パトロール等の支援
12. そのほか、本強調月間にふさわしい安全衛生活動の実施

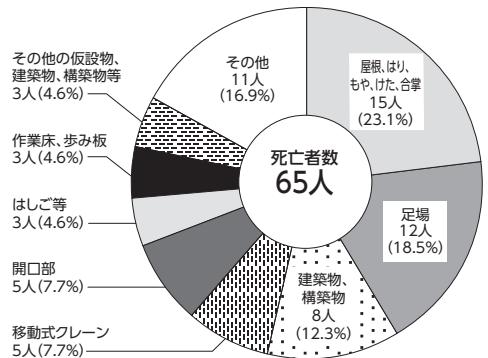
// 全産業における死亡災害発生状況



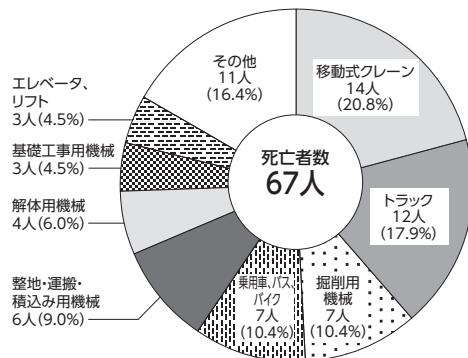
// 建設業における死亡災害発生状況



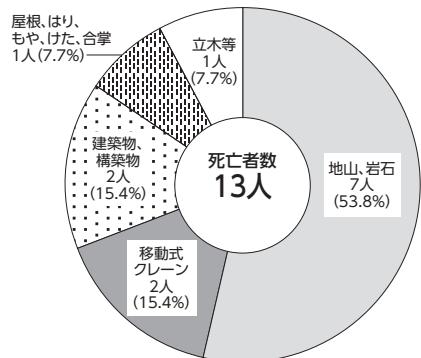
// 墜落・転落災害



// 建設機械・クレーン等災害



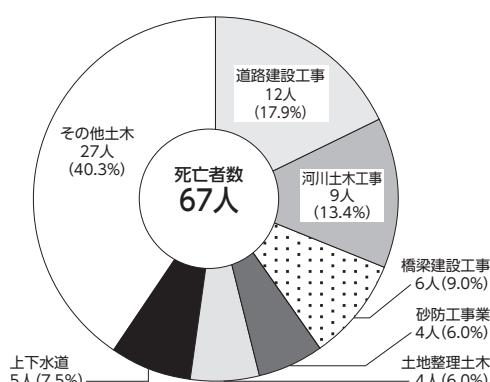
// 崩壊・倒壊災害



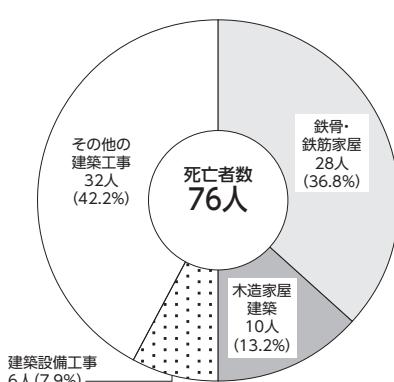
※上記の「三大災害の発生状況」は、次頁の「建設業における死亡災害発生状況(起因物別・事故の型別、令和5年1月~11月・速報値)」より作成しています。「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」のデータには15人の「墜落・転落災害」の件数が重複計上されています。

// 工事の種類別発生状況

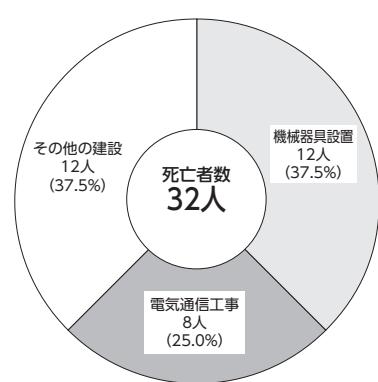
<土木工事>



<建築工事>



<設備工事>



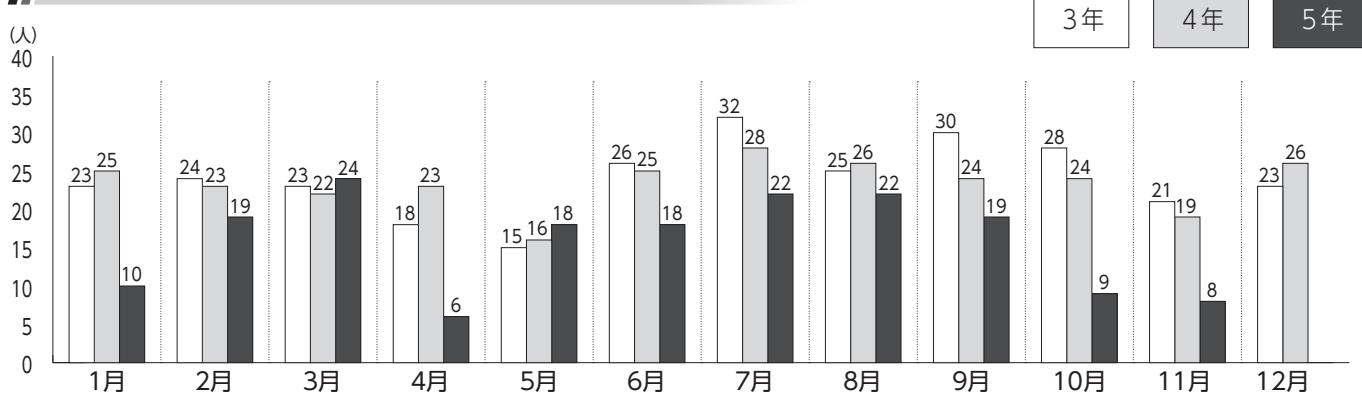
※以上は厚生労働省「令和5年における労働災害発生状況(速報)」(令和5年12月)を基に作成しています。
また、割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における死亡災害発生状況(起因物別・事故の型別、令和5年1~11月・速報値)

事故の型 起因物																合計	割合 (%)			
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・まれ	切れこすれ	おぼれ	接高温・低温物との接觸	有害物との接觸	感電	爆発	火災	交通事故(道路)	その他	分類不能			
原動機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
整地・運搬・積込み用機械	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3.4	
掘削用機械	2	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4.0	
基礎工事用機械	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7	
締固め用機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
解体用機械	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.3	
高所作業車	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
その他の建設機械等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
研削盤、バフ盤	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
その他の一般動力機械	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1	
動力機械 計	9	4	0	3	0	3	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	27	15.4	
移動式クレーン	5	0	1	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	8.0	
エレベータ、リフト	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7	
その他の動力クレーン等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
トラック	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	12	6.9	
不整地運搬車	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
その他の乗物	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
フォークリフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.6	
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	4.0	
物上げ装置、運搬機械 計	6	0	2	4	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	19	0	40	22.9	
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	1.7	
電力設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.6	
人力運搬機	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
玉掛け具	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7	
はしご等	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.3	
その他の用具	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
その他の装置等 計	3	0	0	3	0	2	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	13	7.4	
足場	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6.9	
支保工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
開口部	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.9	
屋根、はり、もや、けた、合掌	15	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	9.1	
作業床、歩み板	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7	
建築物、構築物	8	0	0	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14	8.0	
その他の仮設物、建築物、構築物等	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.3	
仮設物、建築物、構築物等 計	47	0	0	3	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	55	31.4	
引火性の物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.6
有害物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
その他の危険物、有害物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.6	
金属材料	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1	
物質、材料 計	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5	2.9	
荷姿の物	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
荷 計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6	
地山、岩石	0	0	0	1	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5.1	
立木等	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.9	
水	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.9	
異常環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1.1	
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	5.1	
その他の環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1.1	
環境等 計	0	0	0	3	8	2	0	0	6	9	2	0	0	0	0	2	0	32	18.3	
その他の起因物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.6	
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.6	
その他 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1.1	
合計	65	4	2	19	13	10	9	2	9	9	4	4	1	1	19	3	1	175		
割合 (%)	37.1	2.3	1.1	10.9	7.4	5.7	5.1	1.1	5.1	5.1	2.3	2.3	0.6	0.6	10.9	1.7	0.6			

*この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類にて作成しています。
※「割合(%)」の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における月別死亡災害発生状況(令和3~5年)



※令和3~4年は確定値、令和5年1~11月は速報値。

令和5年度 建設業年度末労働災害防止強調月間・STOP! 転倒災害用品のご案内

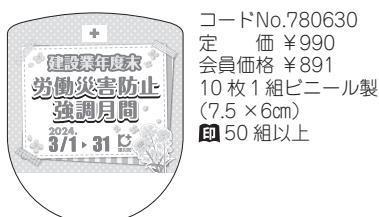
ポスター

No.1 本田望結 コードNo.760401
No.2 それぞれの安全 コードNo.760402
定価 各¥253
会員価格 各¥220
B2判(73×52cm) 印各50枚以上



No.2 それぞれの安全

ワッペン



コードNo.780630
定価 ¥990
会員価格 ¥891
10枚1組ビニール製(7.5×6cm)
印50組以上

のぼり



年度末
コードNo.880610
定価 ¥1,837
会員価格 ¥1,650
ポリエチレン製(240×70cm)紐付
印5枚以上

春のかがやき
コードNo.880611
定価 ¥1,837
会員価格 ¥1,650
ポリエチレン製(240×70cm)紐付
印5枚以上

横幕



コードNo.880620
定価 ¥1,837
会員価格 ¥1,650
ポリエチレン製(70×220cm)紐付

タオル



コードNo.880140
定価 ¥3,619
会員価格 ¥3,256
10本1組(220匁 34×85cm)
印10組以上

*表示価格：消費税込み

STOP! 転倒災害ポスター・のぼり



本田望結
コードNo.760601
B2判(73×52cm)
定価 ¥253
会員価格 ¥220
印50枚以上



コードNo.880810
定価 ¥1,837
会員価格 ¥1,650
ポリエチレン製(240×70cm)紐付
印5枚以上

お問い合わせ・お申し込み先

建災防会員のお客様と建災防会員でないお客様では申し込み先が異なります。

詳しくはホームページまたは教材開発センター等でご確認ください。
建災防 教材開発センター TEL: 03-3453-3391

<ホームページ>
https://www.kensaibou.or.jp/book_supplies/index.html

※建設業安全衛生教育用教材等に係る最新情報の配信(無料)を行っております。

InstagramとXでも情報発信をしています。是非、フォローしてください！

<メール配信>



<Instagram>



<X>



KENSAIBOUSHONBU

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課 (TEL 03-3453-8202)までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

委員長 豊澤 康男 (一社)仮設工業会 会長

委員 石沢 正弘 (一社)日本建設軸体工事業団体連合会 副会長

ク 伊藤 光生 (株)竹中工務店 安全環境本部長

ク 稲直人 大成建設(株) 安全本部 安全部長

委員 片岡 弘次 (株)大林組 安全本部 建築安全管理室 土木安全

管理室 部長

ク 神田道宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長

ク 佐藤恭二 飛島建設(株) 安全環境部 担当部長

ク 松永昭治 前田建設工業(株) 安全環境部長

(敬称略・五十音順)